

1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発の推進にあたっては、人権の意義や重要性を知識として理解するだけでなく、日常生活の中で行動や態度となって現れることが重要です。そのためには、市民一人一人が様々な人権問題について認識を深め、その解決を自分自身の課題として捉えるとともに、差別を見抜き、差別をなくす実践力が高められるよう、家庭や学校、地域、職場など、あらゆる場を通じて人権教育・啓発を進める必要があります。

(1) 家庭における取組

家庭は、子どもにとってすべての教育の出発点であり、家族とのふれあいを通して、他者への共感や善悪の判断、人間の尊厳、生命の尊重など、人権意識を育むうえで重要な役割を果たしています。

家庭教育においては、親をはじめ家族が偏見を持たず、差別をしない、差別を許さないなど、人権感覚をもって子どもと接することが重要です。また、子育てや介護をはじめ家事などに男女が協力して分担するなど、家族がお互いを尊重し助け合う意識づくりを進めることも大切です。

しかし、近年、家庭における養育力が低下し、子どもや高齢者に対する虐待、ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という）、育児放棄など、家庭において様々な人権問題が顕在化している状況が見受けられます。

このような問題を解決していくためには、学校、地域、関係機関等が相互に連携を深め、家庭における人権教育を推進することが重要です。

(2) 学校等における取組

保育所、幼稚園、学校では、子どもの発達段階に応じて、人権の意義・内容や重要性について理解を深める指導を行うなかで、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるように意識や態度の向上を図っていきます。さらに、あらゆる教育活動を通じて豊かな人間性を育むとともに、様々な人権問題に対する理解を深め、「仲間はずれ」や「無視」をはじめとした身近ないじめ問題等の解決に向けて、主体的に取り組もうとする実践的な態度を育てます。

また、学校等における人権教育の成果が子どもの人権感覚の育成へと着実に結びつくためにも、家庭や地域との連携を進めていきます。さらに、異校種間の連携を通して、系統的・継続的な人権教育の推進を図っていきます。

人権教育の推進にあたっては、「同和教育指導資料第19集」（平成8年島根県）で示されている進路保障の理念をもとに、将来をたくましく切り拓いていこうとする態度や能力を身につけていくことができるように、すべての子どもたちの実態とその背景に寄り添い、進路保障の取組を行います。また、これまで培われてきた同和教育の成果や手法を生かすとともに、「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」（平成20年文部科学省）や「島根県人権施策推進基本方針（第二次改定）」（平成31年島根県）、「人権教育指導資料第2集」（平成27年島根県教育委員会）等の趣旨を踏まえ、計画的かつ組織的な取組を行っていきます。

(3) 地域社会における取組

地域社会は、日常生活を通して、善悪の判断や生活習慣などを身につけていく学習の場であり、他者の思いに共感したり、相手の立場を尊重する態度を育む役割があります。

しかし、近年、核家族化や少子高齢化などが進む中で、地域社会での人間関係や社会意識が希薄になり、地域の教育力や機能の低下が懸念されるようになりました。さらに、今も根強く残る固定的な役割分担意識や、昔ながらの不合理的な迷信や因習、男性中心の考え方など地域には様々な人権問題があります。今までも、公民館等を中心に人権・同和問題に関する意識啓発の取組を進めてきましたが、今後も一層学習機会や情報提供を行い、地域の特性を活かした人権学習を推進します。

そして、市民一人一人が人権問題に対する正しい理解と認識を深め、その解決を自らの課題として捉えることで、人権を尊重し、あらゆる差別をなくしていこうとする態度と実践力を高めるための取組を進めていきます。

(4) 企業等における取組

近年、企業等も社会を構成する一員であるという考えから、企業の社会的責任（*1CSR）や社会貢献が求められるようになりました。そして、公正な採用を促進するとともに、公正な配置・昇進や、ハラスメントなどのない誰もが働きやすい職場づくりなど、人権を尊重する取組に対して、一層の努力が期待されています。

企業等が、人権問題解決に向けての社会的責任の自覚を深めると同時に、経営者及び従業員一人一人が、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、自らの課題として捉えることで、人権を尊重し、あらゆる差別をなくしていこうとする態度と実践力を高めるよう、人権教育・意識啓発を推進します。

※1 CSR（コーポレート・ソーシャル・リスポンシビリティ）とは

法令遵守に加え、企業の自発的活動として、人権問題や環境保護活動などに取り組むことにより、社会的責任を果たしていくこと。

2 特定職業従事者に対する人権教育の推進

人権教育の推進にあたっては、すべての人々を対象に取組を進める必要がありますが、とりわけ本市において人権に関わりの深い特定の職業従事者に対して、人権教育に関する取組を積極的に進めていくことが求められています。

(1) 市職員

市職員は、公務員として自覚と使命感を持つとともに、人権の保障が行政の根幹であることを認識し、常に人権尊重の視点に立って、それぞれの職務の遂行に努めることが強く求められています。市職員が人権問題に対する正しい理解と認識を深め、一人一人が確かな人権感覚を身につけて、それぞれの職務において適切な対応が行えるよう、人権研修を行い人権感覚の高揚を図ります。

また、自己啓発が自主的に行われるよう環境の整備を図ります。

(2) 教職員等

教職員等は、子どもたちの重要な人格形成期に、教育活動を通して大きな影響を与える職業です。指導者である教職員自らが人権問題や差別に対する認識を深め人権意識の高揚を図るとともに、指導力を向上させ、人権・同和教育を推進する必要があります。

(3) 保健、医療、福祉、消防関係職員等

特に、保健、医療、福祉、消防関係職員等は、市民の生命や健康を守るという大変重要な役割を担っています。常に人権尊重の視点に立ち、相手の立場に配慮して職務が遂行できるよう、人権意識の高揚に努める必要があります。

3 重要課題への対応



(1) 同和問題

【現状と課題】

昭和 40 年の「同和対策審議会答申」では、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる課題である。その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」と基本的認識が示されています。その後、「同和対策事業特別措置法」（昭和 44 年）、「地域改善対策特別措置法」（昭和 57 年）、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（昭和 62 年）に基づき、平成 14 年 3 月末に廃止されるまで 33 年間にわたって同和問題解決に向けた様々な取組が実施されてきました。

また、平成 8 年の「地域改善対策協議会意見具申」においても、「特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決をめざす取組の放棄を意味するものではないことは言うまでもない。一般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる。」と今後の施策の方向性が示されています。

そして平成 28 年には「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）」が施行され、今なお、部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って SNS 上での差別を助長する内容の書き込みの増加や、インターネット上における部落差別事象が後を絶たないなど、部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、国や地方公共団体において相談体制の充実を図ること、教育・啓発を行うこと、部落差別の実態に係る調査を実施することなどが定められました。

本市において、平成 9 年に設置した人権センターは、^{※2} 隣保館として位置づけ、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすため、生活上の各種相談事業の実施、研修会や講演会の開催、地域住民との交流などの取組を行い、同和問題の解決に向けて大きな役割を果たしてきました。

そして、平成 14 年には、益田市人権・同和問題基本計画を策定し、市民一人一人の人権が尊重される社会の実現をめざして、同和問題の解決、人権意識の高揚に努めてきたところです。

こうした取組により、生活環境の改善など物的な基盤整備が行われ着実に成果をあげ、様々な面で存在していた格差は大きく改善されましたが、その一方で、教育、就労、産業面の問題など格差が生じている分野も見られ、依然として根深く存在している差別意識の解消、人権侵害による被害の救済等の対応、なお存在している格差の是正など、今日解決すべき課題が残されています。

今回の市民意識調査によると、「同和問題について初めて知ったのは、どのようなきっかけでしたか」の問いに対しては、「学校の授業で教わった」が 39.4%で最も多く、学校で正しい知識を学び正しく理解するが重要であることがわかります。

次に、「結婚相手を決めるときに、家柄を気にすること」について、「間違っていると思う」と

回答した人が 67.5%、「結婚相手を決めるときに、相手方の身元調査をすること」について、「間違っていると思う」と回答した人が 65.6%と非常に高く、学校や地域社会等で取り組んできた教育・啓発の成果が見られます。

また、同和問題の解決に対する考え方について、「基本的人権に関わる問題だから、自分も市民の一人としてこの問題の解決に努力すべきだと思う」と回答した人が 45.3%と、同和問題について関心を持つ人が多いことがわかります。しかしながら、「よく考えていない」「無回答」の割合も 35.6%あり、同和問題を他人事と考える人や無関心な人も少なくないことがわかります。

そして、「同和問題を解決するためには、どうしたらよいと思いますか」の問いに対しては、「差別をなくし人権を大切にする教育や啓発を積極的に進める」という回答が 51.5%と最も多かった反面、「わからない」が 17.3%、「同和問題のことなど口に出さないでそっとしておけばそのうち差別は自然になくなる」といった回答も 16.1%あり、学校や地域社会で学んだことが同和問題解決への自己課題化と行動化につながっていないことも明らかになりました。

こうしたことから、同和問題の解決に向かって主体的な取組を進めるため、歴史を学び直すとともに、これまでの教育・啓発活動の中で積み上げられてきた成果を踏まえ、同和問題に対する正しい理解と認識を深め、差別を許さない社会をめざし、その一歩を踏み出すことが大切です。学校や地域そして行政が一体となって、一人一人の人権が尊重される社会の実現をめざした取組を進める必要があります。

【施策の方向性と取組】

同和問題は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に差別を強いられ、今なお、日常生活の上でいろいろな差別を受けるなど我が国固有の人権問題であることから、関心と理解を深め、啓発によって新たな差別を生むことがないように引き続き重要課題として取り組むことが必要です。

部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現するために制定された「部落差別解消推進法」の施行を受け、部落差別に関する相談体制を引き続き充実させるとともに、地域の実情や事業の必要性に応じ、これまでの施策の成果を活かしながら一般対策を有効かつ適切に活用し推進していきます。

具体的施策		施策の内容
ア	学校教育の取組	①すべての学校において、人権・同和教育を基底に据えた教育活動を推進するとともに、進路保障の取組を推進します。 ②各種研修会への参加や校内での研修によって教職員の人権意識を高めるとともに、同和問題に対する正しい理解と認識を深め、差別をなくす実践力を培います。
イ	社会教育の取組	①各公民館単位で設置している地区人権・同和教育推進協議会において、差別のない明るく住みよい平和な地域の実現をめざし、人権・同和问题研修を積極的に実施し、地域住民の人権意識の向上に努めます。

ウ	啓発・広報活動の推進	①人権センターを核とし、社会教育団体、石西地域人権を考える企業等連絡協議会、NPO法人等、地域の人権団体と連携し、各種講演会、イベント等の企画、啓発・広報活動に努めます。
エ	人権センター事業の充実	①人権センターにおいて、安心して相談ができる場として、地域住民のニーズを把握し、その生活課題に応じて、各種相談事業、人権問題の解決のための啓発事業、交流促進事業を総合的に実施します。 ②「部落差別解消推進法」の趣旨を踏まえ、相談体制の充実を図るための職員研修や関係機関との連携をさらに進めていきます。

※2 隣保館とは

地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うことを目的とした施設。

(2) 女性



【現状と課題】

あらゆる暴力は、個人の尊厳を傷つけ、自立や自由な活動を妨げる重大な人権侵害です。コロナ禍で女性に対する暴力が増加するなど、女性への暴力は大きな人権問題と言えます。暴力の根絶のために、未然防止や若年期からの予防を啓発し、被害者の保護、支援に取り組む必要があります。

市民の安心・安全な暮らしを実現するためには、ドメスティック・バイオレンス（DV）、デートDV、性犯罪、マタニティ・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントなどの、人権侵害を生み出さない、許さない取り組みが必要です。さらに、DV被害を深刻化させないためには、相談につながる行動がとれるように相談窓口や支援内容の周知が重要です。

引き続き、未然防止教育や意識啓発、相談機関の周知徹底、被害者支援など、関係機関と連携を図りながら人権侵害や暴力根絶に向けた取組を進める必要があります。

今回の市民意識調査によると、「女性の人権について特にどのようなことが問題だと思いますか」の問いに対しては、「男は仕事、女は家庭などの男女の固定的な役割分担意識があること」の回答が48.0%と最も多く、また、「セクハラ、マタハラ」が43.8%、「職場において採用、昇進、賃金等、男女の待遇に差があること」が36.9%という順となっています。「ドメスティック・バイオレンス」を問題と回答しているも30.7%あり、「女性に対する犯罪や暴力に対する支援・相談体制が十分でないこと」を問題にする人も23.8%ありました。

暴力やハラスメントについて、生み出さない、許さないための意識啓発に合わせて、安心して相談できるための相談員の資質の向上を図り、相談体制の充実、相談機関の周知が必要と言えます。

また、依然として性別による固定的な役割分担意識が根強く残っていることから、男女が性別に関わりなく個人として尊重され、自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できるよう、家庭、学校、地域、職場で男女共同参画社会の実現にむけた意識・環境づくりに取り組む必要があります。

【施策の方向性と取組】

本市では、平成26年4月に施行した「益田市男女共同参画推進条例」及び令和3年3月に策定した「第4次益田市男女共同参画計画」等に基づき、男女共同参画社会のまちづくり実現のため、総合的、計画的に推進していきます。

具体的施策		施策の内容
ア	人権尊重の意識づくり	①性別に関わりなく個人としての人権をお互いに尊重する、意識を高めるため、研修会をはじめ啓発に取り組めます。 ②男女平等をはじめ、性別に関わりなく、個性と能力が発揮できるよう、差別しない、差別を許さない教育を進めます。 ③性別による固定的な役割分担意識の見直しなど、男女共同参画に関する

		る理解を深めるための取組を行います。
イ	女性に対するあらゆる暴力根絶の取組	<p>①暴力は、重大な人権侵害であり個人の尊厳を傷つけ、自立や自由を妨げることを認識し、理解を深めるために研修会をはじめ啓発に取り組めます。</p> <p>②若年層からのデートDV防止等の「暴力を生み出さない、許さない」ための未然防止教育を進めます。</p> <p>③DV被害を深刻化させないためにも、相談しやすい体制づくりと周知に努め、相談者への適切な支援を実施するとともに、庁内外関係機関との連携強化を図ります。</p>
ウ	働きやすい職場づくり	<p>①事業者に対し、職場における男女の機会均等と待遇の確保、育児・介護休業制度等について適切な措置が取られるよう関係機関と連携して情報提供を図り、就労条件の向上を促します。</p> <p>②セクハラやマタハラの防止など働きやすい職場環境の整備を推進します。</p> <p>③仕事と家庭・自分自身のための時間との調和が保たれ、多様な働き方が選択できるように、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進します。</p>

(3) 子ども



【現状と課題】

いじめや体罰、児童虐待、不登校への無理解など子どもの人権が侵害される事件が後を絶たず、それらが要因となって引きこもりや不登校の長期化などの問題が深刻化しています。

また、子どもたちがスマートフォンやタブレット端末を用いることが当たり前となる中で、SNS（ソーシャルネットワークサービス）で誹謗中傷を受けたり、誤って個人情報を流出したりするなどの人権侵害が発生しています。

今回の市民意識調査によると、子どもの人権で特に問題だと思ふことがらは、「仲間はずれや無視、暴力やインターネットによるいやがらせなどいじめをすること」が69.8%、「親などが子どもに暴力を加えたり、育児放棄など虐待すること」が61.1%、「いじめ、体罰や虐待を見て見ぬふりをすること」が44.6%という回答が多く、SNSでのいじめや大人から子どもへの体罰、虐待への問題意識が高いことがわかります。

子どもの人権を守っていくために、未然防止及び早期発見に努めるとともに、関係機関が連携を密にし、子どもたちの人権が大切にされる環境づくりを進める必要があります。

また、学校での人権教育の推進及び、家庭・保護者・地域への啓発を行い、人権意識を高めていく必要があります。

【施策の方向性と取組】

本市では、平成29年3月に策定した「益田市いじめ防止基本方針」や令和2年3月に策定した「第2期益田市子ども・子育て支援事業計画」等に基づき、「益田市いじめ問題対策連絡協議会」、「益田市情報リテラシー推進協議会」等関係機関と連携しながら地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していきます。

具体的施策	施策の内容
ア 社会みんなで子育てのよろこびを分かち合う取組	①家庭、地域、学校等それぞれが役割を果たしながら連携・協力し、子どもたちの発達段階に応じた健やかな成長を支えられるよう保健、医療及び教育体制の構築を図ります。 ②地域全体で包括的に子育てに取り組む環境や意識が確立するよう周知を図り、地域の中で安心して仕事と子育てを両立するための支援を行います。さらに、子育て世帯が育児に専念できるよう、企業等に育児休業をはじめ、制度創設などの啓発活動を推進します。
イ 子どもの人権条約などの理解促進	①学校をはじめ、地域等で子どもの人権条約などの内容が広く理解されるよう教育・啓発を進めます。
ウ 要保護児童への適切な支援	①要保護児童対策地域協議会を中心に保健、医療、福祉、教育などの関係機関との連携を図り、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童や要支援家庭の早期発見と適切な支援を行います。

		②虐待防止に関する幅広い啓発を行うことによって、地域や関係機関が一体となり、乳幼児や児童の虐待防止に取り組む環境づくりを進めます。
エ	いじめの未然防止・早期発見に向けた取組	①益田市いじめ防止基本方針を定め、学校と連携を図り、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に取り組んでいきます。
オ	体罰根絶に向けた取組	①体罰は絶対に許されない重大な人権侵害であることを教職員一人一人が認識し、人権意識を高め、日頃から子どもとの信頼関係の構築に努めます。
カ	子どもの貧困に対する支援	①子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、保健、医療、福祉、教育など子どもに関わる機関が子どもの貧困に対する視点を持ち、早期発見・早期支援に取り組めます。 ②子どもの貧困の背景には、保護者等の複合的な課題があることも認識し、子どもへの支援と同様に保護者等への支援に取り組めます。
キ	情報モラル教育の推進	①インターネット上に氾濫する情報の中から正しい情報を主体的に判断する、情報活用や情報モラルの能力の育成や向上に努めます。

(4) 高齢者



【現状と課題】

本市において、令和3年3月末現在の高齢化率は38.4%、3人に1人以上が高齢者で、中山間地域においては高齢化率が60%を超えている地域もあり、国を大きく上回って少子・高齢化が進んでいます。一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加、認知症高齢者の増加など、高齢者に関する地域課題の解決を図るための体制づくりが引き続き必要となってきます。

今回の市民意識調査によると、「高齢者の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか」の問いに対しては、「悪徳商法や詐欺などによる被害が多いこと」が45.8%、「在宅で生活する場合の支援体制が十分でないこと」が39.4%、「働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと」が33.7%、「家庭や地域での役割がなく孤立すること」が33.2%などの回答が多くを占めました。

近年、高齢者を狙った特殊詐欺被害の増加や高齢者への身体的・心理的虐待、認知症高齢者に対する偏見など、高齢者の人権に関する深刻な問題が山積しています。高齢者が社会の一員として、役割、生きがいを持ちながら、積極的に社会参加できるよう環境整備を図るとともに、高齢者がいつまでも自分らしく、安心して暮らし続けていくために周囲や地域の人が高齢者について理解を深め、みんなで共に支え合う環境づくりが必要となっています。

【施策の方向性と取組】

令和3年3月に策定した「第8期えっとまめなプラン（益田市老人福祉計画・益田市介護保険事業計画）」を踏まえ、地域に暮らす高齢者が、住み慣れた地域で安心して、生きがいを持って暮らせるまちづくりをめざした取組を行っていきます。

地域包括支援センターなどの相談窓口を中心に、高齢者の住まい・介護予防・生活支援・医療と介護の連携体制の充実を図ります。

また、高齢者虐待の防止や成年後見制度の利用促進など、高齢者を権利侵害から守る取組も行っています。

具体的施策		施策の内容
ア	安否確認の体制整備	①日常生活において不安があり、常に見守りを必要とする高齢者がいる世帯に、緊急通報装置を貸与し、利用者からの相談・通報等に対し、協力員や民生委員の協力を得て、24時間体制での対応を行っていきます。 ②それぞれの高齢者に適した安否確認の方法を地域の方や関係機関と共に、検討していきます。
イ	相談体制の充実	①地域包括支援センターの機能評価を行い、適切な相談対応ができるよう専門性の向上のための研修や勉強会の開催を行います。 ②民生委員児童委員をはじめ関係機関と連携を図りながら、必要な人に適切に支援ができるようネットワーク充実に向けた取組を行います。

ウ	生きがい活動への支援	<p>①高齢者の健康といきがいくりのため、高齢者やボランティア等が協働して企画・運営しているサロンを支援します。</p> <p>②高齢者自らが行う、文化継承活動、体育・芸能大会、友愛活動や健康づくり活動を総合的に支援します。</p>
エ	介護予防事業の推進	<p>①<u>高齢者の生きがい活動への参加や、*³フレイルチェックを通じて、自分の体の状態を知り、自ら介護予防につながる活動に参加できるような環境を整える取組を実施します。</u></p> <p>②高齢者の自立支援を目的とした多職種による事例検討会を行い、介護予防や重度化防止に必要な社会資源の開発を行います。</p>
オ	認知症への理解と支援体制の整備	<p>①認知症に関する正しい知識と理解を普及するため、認知症サポーター養成講座を開催していきます。</p> <p>②認知症高齢者やその家族にとって、必要な時に必要な支援が受けられるよう、相談窓口の周知や認知症に関する社会資源の発信を行います。</p> <p>③認知症疾患医療センターや認知症初期集中支援チームなど、認知症の支援機関とも協力しながら、認知症高齢者とその家族を支えるネットワークを構築していきます。</p>
カ	高齢者の権利擁護に関する取組	<p>①高齢者虐待の防止や養護者への支援について、高齢者虐待対応専門職チームからのサポートを受けながら適切な支援につなげます。</p> <p>②判断能力の低下や認知症高齢者への権利侵害を防ぐため、成年後見制度の利用促進のための取組を行います。</p> <p>③高齢者の権利擁護について、住民や専門職など対象に応じた普及・啓発活動を行います。</p>
キ	消費者被害等の未然防止の取組	<p>①高齢者をはじめとする地域住民に対して、悪質商法や詐欺などに関する情報提供や、消費者被害等の未然防止につなげるための啓発活動を行います。</p> <p>③消費生活センターへの相談に対して、関係機関と連携し相談者の支援に努めます。</p>

※3 フレイルとは

加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存等の影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態ですが、一方で適切な介入、支援により生活機能の向上が可能な状態像のこと。

(5) 障がいのある人



【現状と課題】

国においては、「障害者基本法」をはじめ、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」等により^{※4}「ノーマライゼーション」理念の浸透が推進されています。さらに、平成25年6月には、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定され、平成28年4月から施行されました。

また、平成28年に改正された「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」では、雇用の分野における障がいを理由とする差別的取扱いを禁止するほか、障がい者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するための措置を講ずることを義務（合理的配慮の提供義務）づけています。

今回の市民意識調査によると、「障がいのある人の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか」の問いに対しては、「障がいや障がいのある人への理解や認識が十分でないこと」が64.9%、「働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと」が41.1%、「障がいのある人を虐待する、避ける、傷つける言葉を使うこと」が29.0%という回答が多くなっています。

依然として障がいのある人への理解や認識が不十分であることが問題点として最も多く挙げられており、前回調査と比較しても増えていることから、障がいのある人への理解や認識を深めるため、障害者差別解消法に基づく「不当な差別的取扱いの禁止」「合理的配慮の不提供の禁止」について、理解・啓発に取り組むとともに、より一層推進していく必要があります。

【施策の方向性と取組】

本市では、令和3年3月に策定した「安心いきいきプラン（第5期益田市障がい者基本計画中間見直し、第6期益田市障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画）」等に基づき、身近な地域での障がいのある人の多様なニーズに対応するための総合的な障がい者自立支援体制の確立をめざして進めていきます。

具体的施策		施策の内容
ア	バリアフリー社会の実現	①障がいのある人の基本的人権の尊重を基本とし、障がいのある人に対するあらゆる「バリア」を解消し、誰もが安全で安心して暮らせる地域をめざします。 ②市民一人一人が障がいおよび障がいのある人に対する理解と認識を深め ^{※5} ソーシャルインクルージョンを推進し、共に生きる社会の実現をめざします。

イ	地域生活の支援体制の充実	<p>①障がいのある人が自らの選択により、住み慣れた地域で適切なサービスを受けられる体制と入所施設から地域生活への移行が促進される体制の整備を図ります。</p> <p>②個々の障がいに対応したニーズを的確に把握し適切に対応するため、保健・医療・福祉等関係機関が連携を図ります。</p>
ウ	自立と社会参加の促進	<p>①障がいのある人が、その能力を最大限に発揮し、自立した社会生活を営むことができるように、教育、福祉、医療、就労等の各分野の連携を強化しながら、総合的かつ継続的な支援を推進します。</p> <p>②障がいのある人が、社会のあらゆる活動に参加し、地域において生きがいを持って生活ができるよう、地域における助け合い、支え合いのシステムの構築を推進します。</p>
エ	障がいのある人の権利擁護の取組	<p>①障害者虐待防止法に基づき設置した虐待相談窓口において、虐待を受けた障がいのある人と養護者への支援を行います。</p> <p>②障がいのある人への虐待や権利擁護について、市民に対して意識啓発を図るとともに、理解を深めるための取組を行います。</p>

※4 ノーマライゼーション

障がいのある人などが地域で普通の生活を営むことを当然とする福祉の基本的な考え。

※5 ソーシャルインクルージョン

社会の中で、誰もが排除、分離、隔離されずに共に生きていく社会こそが自然な姿であり、誰にとっても生きやすい社会である、という考え方を実現するための手段。

(6) 外国人



【現状と課題】

近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチであるとして社会問題になっています。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりすることになりかねず、許されることではありません。このような状況を受け、平成28年に「本邦外出身者に対する差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が制定され、外国人に対する不当な差別的言動をなくす取組が求められています。違いを認め、互いの人権を尊重する共生社会を実現するための取組が求められています。本市における在住外国人は、令和3年3月末現在、18カ国393人で、総人口に占める割合は0.86%となっています。

今回の市民意識調査によると、「外国人の人権について特にどのようなことが問題だと思いますか」の問いに対しては、「外国語で対応できる行政相談窓口や病院・施設が少ないこと」が34.2%、「差別的な発言や行為をすること」が25.5%、「災害時など緊急を要する際に、情報伝達が十分ではないこと」が22.3%などの回答が多くなっています。

外国人に対する差別的言動をなくすための意識啓発を図るとともに、外国語による医療・福祉・防災などの生活情報の発信や相談機関などの周知をはじめ、在住外国人が地域の中で安全・安心に暮らせる多文化共生のまちづくりに取り組みます。

【施策の方向性と取組】

日本人住民、外国人住民はともに地域に暮らす住民として、お互いの文化、価値観を理解し支え合えるよう、「多文化共生社会」の実現をめざして、教育・啓発を進めます。

具体的施策	施策の内容
ア 差別意識解消のための教育・啓発の推進	①外国人に対する偏見や差別意識を解消するため、学校、地域、職場など様々な場面で教育・啓発を推進します。 ②益田市在日外国人学校教育基本方針を基盤とした教育活動を展開し、人権・同和教育の充実を図ります。 ③「ヘイトスピーチ解消法」の内容の周知に努めるとともに、外国人に対する不当な差別的言動を解消するための教育・啓発を推進します。
イ 多文化共生社会づくりの推進	①地域に居住している外国人の方々を対象に、やさしい日本語を通して、基礎的な日常会話や読み書きを習得する機会として日本語学級を開催し支援を行います。 ②異文化に触れる機会の提供や、多文化理解のための講座等を実施します。 ③関係機関と連携し、外国人住民への医療・福祉・防災情報などの生活情報について多言語での提供に努めます。

ウ	外国にルーツをもつ児童生徒への支援	①日本語支援員を配置して、対象生徒の実態に応じて、授業の中で日本語の支援を行います。
エ	外国人のための相談体制の充実	①在住外国人からの相談に対し相談しやすい体制づくりに努め、関係機関との連携強化を図り相談者への適切な支援を行います。 ②行政書士による「外国人に関する無料法律相談」を紹介します。
オ	外国人のための労働環境の整備	①外国人労働者がその能力を發揮しながら就労できるよう国や県をはじめとして関係機関と連携を取りながら市内企業等における適正な雇用・労働条件の確保と不法就労防止のための啓発を進めます。

(7) 患者及び感染者等



【現状と課題】

エイズ患者やH I V感染者に対しては、正しい知識や理解の不足から、これまで多くの偏見や差別意識を生んできました。そのことが原因となって、医療現場における診療拒否のほか、就職や入学の拒否、職場解雇、アパートへの入居拒否、立ち退き要求、公衆浴場への入場拒否など、社会生活の様々な場面で人権問題となって現れています。

また、ハンセン病患者に対しては、平成8年に、「らい予防法」が廃止されるまで、療養所への強制隔離が継続され、療養所の入所者の多くは、長期間の隔離と自身や家族、親族などの高齢化等によって社会とのつながりを断たれ、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど社会復帰が困難な状況にあります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大により、感染者やその家族、医療従事者等に対する非難や差別的な言動、あるいはインターネット上での誹謗中傷などの人権侵害が増加しています。

今回の市民意識調査によると、「エイズ患者やH I V感染者の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか」の問いに対して、「エイズ・H I Vに関する正しい認識や理解が十分でないこと」が54.5%、「差別的な発言や行為をすること」が34.7%、「患者や感染者のプライバシーが守られないこと」が30.2%などの回答が多くを占めました。同様に、ハンセン病回復者の人権についても、「怖い病気といった誤解があること」が43.3%、「社会復帰が困難なこと」が31.4%、「差別的な発言や行為をすること」が26.5%となっています。また、新型コロナウイルス感染症等の人権についても、「インターネットによる誹謗中傷や、SNS等へ差別的な書き込みをすること」が52.7%、「感染者やその家族、医療従事者及び感染拡大防止に携わった人等に対して偏見を持つこと」が47.8%、「感染者やその家族のプライバシーが守られないこと」が40.6%となっています。

エイズやハンセン病、感染症等について、正しい知識の普及・啓発を行うとともに、偏見や差別の解消に向けて、引き続き意識啓発を進めていく必要があります。

【施策の方向性と取組】

感染症に対する正しい知識の普及・啓発を行うとともに、患者及び感染者、その家族等への偏見や差別意識を解消するための教育・啓発に努めます。また、患者及び感染者、その家族等の人権が尊重される地域づくりを推進します。

	具体的施策	施策の内容
ア	啓発活動及び講演会等の開催	①H I Vや新型コロナウイルス感染者及びハンセン病回復者等の人権に対する理解を深めるための啓発を行います。 ②患者及び感染者等に対する偏見や差別意識の解消のため、様々な機会を通じて感染症に対する正しい知識の普及・啓発に努めます。

(8) 北朝鮮当局による拉致問題等



【現状と課題】

平成 14 年 9 月の日朝首脳会談で、北朝鮮側は、長年否定してきた拉致を初めて認め、謝罪し、平成 26 年 5 月の日朝政府間協議では、拉致被害者及び拉致の疑いが排除されない行方不明の方々を含む全ての日本人に関する包括的かつ全面的な調査が約束されましたが、未だ明白な資料の提出はありません。長い年月の経過とともに、拉致被害者及びその家族の高齢化も課題となっています。

北朝鮮当局による拉致は国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題です。拉致問題等の解決のためには、幅広い国民層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、拉致問題は人権侵害であることから、この問題への関心を風化させないための啓発活動が必要です。

昭和 48 年、市内で行方不明になり、特定失踪者問題調査会が「拉致の可能性が否定できない」としている益田ひろみさんについても、拉致問題の早期解決と真相究明が求められています。

【施策の方向性と取組】

問題の早期解決に向け、北朝鮮当局による拉致問題等に関する市民の関心と認識を一層深める必要があります。

	具体的施策	施策の内容
ア	啓発・広報の推進	①国、県と連携・協力して、情報の共有を図り、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題について関心と認識を深める啓発・広報などに取り組みます。
イ	学校教育の取組	①児童生徒の発達段階等に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための取組を推進します。

(9) 犯罪被害者等



【現状と課題】

近年、犯罪被害者及びその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せており、犯罪被害者等に対する配慮と保護を図ることが課題となっています。

また、犯罪被害者等をめぐる問題として、マスメディアによる行き過ぎた犯罪報道によるプライバシー侵害や名誉毀損、過剰な取材による私生活の平穩の侵害等があります。

今回の市民意識調査によると、「犯罪被害者とその家族の人権について、特にどのようなことが必要だと思いますか」の問いに対して、「報道によりプライバシーが侵害され、私生活の平穩が保てなくなること」とした回答が63.6%と最も多く、「事件に関して、周囲でうわさ話をする事」が46.8%、「被害者にも問題があった」などと非難することが32.2%と続いています。

このような動向を踏まえ、犯罪被害者等が置かれている状況を理解するための啓発を進めていくとともに支援に努める必要があります。

【施策の方向性と取組】

犯罪被害者とその家族、遺族は、直接的な被害の上、無責任な噂話等による精神的被害等の二次被害に苦しむことが少なくありません。被害者等の視点に立ち、被害者等の人権について理解を深めるために人権教育・啓発に努めるとともに、関係機関・団体と連携を図りながら被害者等への支援に取り組みます。

具体的施策		施策の内容
ア	意識啓発の推進	①社会全体で犯罪被害者等を支援していくという気運を醸成し、犯罪被害者等の人権について正しい理解と認識を深める啓発に取り組みます。
イ	関係機関との連携	①国、県、警察等関係機関と連携を図りながら、被害者等に対する支援を行います。 ②潜在化しやすい性犯罪被害などをはじめとする、犯罪被害者等への相談窓口の周知をおし、相談しやすい環境づくりに努めます。

(10) インターネットによる人権侵害



【現状と課題】

インターネットの普及により、情報の収集や発信などの利便性は大きく向上し、効率的で豊かな社会生活を享受できるようになった一方で、他人のプライバシーを侵害したり、誹謗中傷するような悪質な情報発信が行われたり、犯罪や差別の助長にもつながる有害な情報が掲載されるなど、ネット社会における匿名性を悪用した深刻な人権侵害が発生しています。

今回の市民意識調査によると、「インターネットを悪用した人権侵害について、特にどのようなことが問題だと思いますか」の問いに対しては、「他人へのひどい悪口や差別的な表現などを掲載すること」と回答した人が68.6%と最も多く、「一度掲載されると拡散し、完全に消去することが困難であること」が47.3%、「法的規制が不十分であったり、違法な情報発信者に対する監視・取り締まりが十分でないこと」が44.3%と続いています。

今後も発生防止・早期発見・拡大防止のための取組をさらに進めていく必要があります。

【施策の方向性と取組】

人権擁護の視点に立った正しい知識を身につけ、情報の収集や発信における個人の責任やモラルについての理解を深められるよう取組を進めます。また、法務局や県、関係機関との連携を深めることによりSNSなどによる人権侵害の早期発見を図り、被害の拡大防止に努めます。

具体的施策		施策の内容
ア	意識啓発の推進	①インターネットの利用に対し、人権擁護の視点に立った正しい知識の普及を図り、利用者の責任やモラルに関する啓発を進めます。
イ	関係機関との連携	①法務局や関係機関等との連携を深め、インターネットによる人権侵害の早期発見及び被害の拡大防止を図るとともに、相談窓口や相談機関等の周知に努めます。

(11) 性的指向・性自認等



【現状と課題】

人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す性的指向は、人それぞれで多様です。異性だけではなく同性や両性に対して愛情を抱く人々は少数であるため差別や偏見のまなざしで見られたり、場合によっては職場を追われるような人権問題が発生しています。

また、生物学的な性（からだの性）と性自認（こころの性）が一致しない性自認への違和感を持つことで社会生活に支障が生じる状態である性同一性障害の人々も、少数であることから、偏見や実際の生活のしづらさが生じています。

性的指向や性自認について等、性の多様性についての理解を深め、偏見や差別につながらないよう啓発に取り組む必要があります。

今回の市民意識調査によると、「性の多様性に関することで、人権上特にどのようなことが問題だと思いますか」の問いに対して、「誤解や偏見があること」と回答した人が63.4%と最も高く、「いやがらせをしたり、差別的な言動をすること」が38.4%、「地域社会・職場・家庭学校などで排除され孤立すること」が27.0%と続いています。

性的指向や性自認を理由とする偏見や差別をなくすため、性の多様性についての正しい理解を深め、差別や偏見の解消に向けた取組を行ないます。

【施策の方向性と取組】

性の多様性についての正しい理解の促進と偏見や差別を解消し、誰もが自分らしく生きることが出来る地域社会の実現に向けた啓発に取り組めます。

	具体的施策	施策の内容
ア	意識啓発の推進	①性的指向、性自認について等、性の多様性についての理解を深めるために、各種講演や研修会の開催、啓発資料の配布等を通じて啓発の充実を図ります。
イ	学校教育の取組	①学校教育において「性の多様性が認められる学校づくり」を念頭に置いた教育活動が進められるようにします。性の多様性について児童生徒が正しく理解すると同時に、互いを尊重する態度を育成します。性自認や性的指向について児童生徒が不安に思うときに教職員に相談できる体制を整えます。

(12) 様々な人権課題



① アイヌの人々

先住民族であるアイヌの人々の歴史、文化、伝統、及び現状に関する認識と理解を深め、平成31年に施行された「アイヌ施策推進法」でうたわれている「アイヌの人々が、民族の誇りをもって生活できる社会を実現する」ため広報等を通じて啓発に努めます。

② 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する根強い偏見や差別意識により、就職や住居の確保が困難であるなどの人権問題が発生しています。刑を終えて出所した人が更生するためには本人の強い意欲とともに、円滑な社会復帰を実現するため、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力を深めるための啓発に努めます。

③ ホームレスに対する差別

ホームレスの人々の生活の自立を支援するための取組が行われている一方で、ホームレスに対するいやがらせや暴行事件等の人権問題も発生しています。相談対応を行い、ホームレスの社会復帰を支援し、偏見や差別を解消するための啓発に努めます。

④ 人身取引による人権侵害

性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引（トラフィッキング）は、重大な犯罪であるとともに、基本的人権を侵害する深刻な問題です。人身取引を撲滅するための認識と理解を深めるための啓発に努めます。

⑤ 災害に伴う人権問題

東日本大震災等さまざまな災害で被災し避難を余儀なくされた人々に対しての根拠のない風評被害や偏見等の差別など、災害に起因する人権問題が発生しています。災害に備える中で、障がいのある人、子ども、女性、外国人等への配慮を含め、被災者の視点に立った人権意識の啓発に努めます。

また、被災者の視点に立った防災の取組、避難所運営等、プライバシーへの配慮をはじめ、被災者の人権が尊重される環境づくりに努めます。

⑥ その他の人権課題

現在あるその他のさまざまな人権課題や今後新たに対応すべき人権課題に対して、さまざまな機会を通して偏見や差別をなくすための啓発に努めます。